

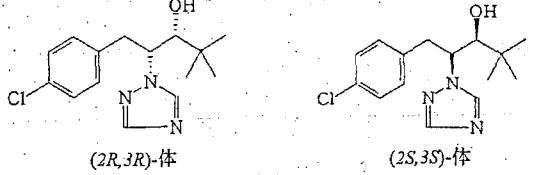
答申(案)

アセトアミノフェン

食品名	残留基準値
	ppm
豚の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.01
豚の肝臓	0.01
豚の腎臓	0.01
豚の食用部分*	0.01

*: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

パクロブトラゾール (Paclobutrazol)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>(2R,3R)-体 (2S,3S)-体</p>										
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	トリアゾール系植物成長調整剤である。植物体内におけるジベレリンの生合成を阻害して矮化作用を発現する。										
適用作物	水稲、もも、おうとう、温州みかん、やまもも										
我が国の登録状況	米、もも、みかん等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいていちご、ラズベリー、ブラックベリー等に、 オーストラリアにおいてアボカド、マンゴー等に、 ニュージーランドにおいて核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: パクロブトラゾールとする。										
曝露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1541 1013 2094 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼児 (1~6 歳)</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	3.5	幼児 (1~6 歳)	9.7	妊婦	3.0	高齢者 (65 歳以上)	3.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	3.5										
幼児 (1~6 歳)	9.7										
妊婦	3.0										
高齢者 (65 歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WT〇通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.005, 0.005/<0.01(M), <0.01(M)
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん	0.02	0.5	○			<0.005, <0.005
りんご	0.5	0.5				
日本なし	1	1				
西洋なし	1	1				
マルメロ	1	1				
びわ	1	1				
もも	0.2	0.5	○			0.012, 0.024(S)/<0.01(M), <0.01(M)
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプロコトを含む)	0.05	0.05				
すもも(ブルーを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.5	0.5	○			0.05, 0.16(M/S)/<0.01(M)/<0.01(M)
いちご		0.5				
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハuckleベリー		0.5				
その他のベリー類果実	0.5	0.5	○	0.5	EU	0.02/0.06(果実)(やまも)
ぶどう		0.5				
かき		0.01		0.01	オーストラリア	
バナナ	0.01	0.01				
キウイ	0.01	0.01				
パパイヤ	0.01	0.01				
アボカド	0.01	0.01				
パイナップル	0.01	0.01				
グアバ	0.01	0.01				
マンゴー	0.01	0.01				
パッションフルーツ	0.01	0.01				
なつめやし	0.01	0.01				
その他の果実	0.01	0.01				
アーモンド	0.05	0.05				
その他のスパイス	0.2	0.5	○			<0.04, <0.04(みかん果皮)
魚介類	0.04					推:0.036

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (イ)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (ロ)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

パクロプロゾール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
みかん	0.02
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.2
ネクタリン	0.05
あんず(アプロコトを含む。)	0.05
すもも(ブルーを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む)	0.5
その他のベリー類果実(注1)	0.5
バナナ	0.01
キウイ	0.01
パパイヤ	0.01
アボカド	0.01
パイナップル	0.01
グアバ	0.01
マンゴー	0.01
パッションフルーツ	0.01
なつめやし	0.01
その他の果実(注2)	0.01
アーモンド	0.05
その他のスパイス(注3)	0.2
魚介類	0.04

(注1)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

(注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

プロポキシカルバゾン (Propoxycarbazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。通常、ナトリウム塩（プロポキシカルバゾンナトリウム塩）として用いられる。作用機構は分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクテート合成酵素(ALS)を阻害するものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	小麦/イネ科雑草、広葉雑草										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.43 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 43 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はプロポキシカルバゾン及び代謝物A、畜産物はプロポキシカルバゾンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年7月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年8月2日~8月31日パブリックコメントを実施 平成22年8月9日~10月8日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 プロポキシカルバゾン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.02	0.02			0.02	アフリカ	[<0.02(米国)]
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
豚の筋肉	0.05	0.004			0.05	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
豚の脂肪	0.05	0.004			0.05	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
牛の肝臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の肝臓	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
牛の腎臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の腎臓	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
牛の食用部分	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の食用部分	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
乳	0.03	0.004			0.03	アフリカ	
鶏の筋肉		0.004					
その他の家禽の筋肉		0.004					
鶏の脂肪		0.004					
その他の家禽の脂肪		0.004					
鶏の肝臓		0.004					
その他の家禽の肝臓		0.004					
鶏の腎臓		0.004					
その他の家禽の腎臓		0.004					
鶏の食用部分		0.004					
その他の家禽の食用部分		0.004					
鶏の卵		0.004					
その他の家禽の卵		0.004					
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.004					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.004					
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.004					
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.004					
魚介類(貝類に限る。)		0.004					
魚介類(甲殻類に限る。)		0.004					
その他の魚介類		0.004					
はちみつ		0.004					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

プロポキシカルバゾン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.02
牛の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^(注2)	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.03

※今回残留基準を設定するプロポキシカルバゾンは、農産物にあってはプロポキシカルバゾン及び代謝物A[メチル 2-[[[4,5-ジヒドロ-3-(2-ヒドロキシプロポキシ)-4-メチル-5-オキシ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル]カルボニル]アミノ]スルホニル]ベンゾエート]をプロポキシカルバゾン含量に換算したものの和をいう。畜産物にあっては、プロポキシカルバゾンのみをいう。
(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルフェンピルエチル(Flufenpyr-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリダジン系除草剤である。クロロフィル合成経路中の protoporphyrinogen-Ixoxidase を阻害することにより作用するものと考えられている。										
適用作物	とうもろこし、大豆、さとうきび										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてとうもろこし、大豆等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.39 mg/kg 体重/day [設定根拠] 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 39.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルフェンピルエチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.003	幼小児 (1~6 歳)	0.008	妊婦	0.003	高齢者 (65 歳以上)	0.003
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.003										
幼小児 (1~6 歳)	0.008										
妊婦	0.003										
高齢者 (65 歳以上)	0.003										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 フルフェンビルエチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
大豆	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
さとうきび	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
えだまめ	0.01	0.01		0.01	米国	米国の大豆を参照

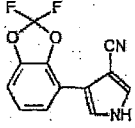
平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

フルフェンビルエチル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
さとうきび	0.01
えだまめ	0.01

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	稲、かんきつ類、核果類、キャベツ等/いもち病、灰色かび病、苗立枯病等										
我が国の登録状況	米、小豆類、キャベツ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	大豆、ブルーベリー等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大麦、ピーマン等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.33 mg/kg 体重/day 【設定根拠】1年間慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はフルジオキシニルとし、畜産物はフルジオキシニル及び代謝物 K に変換されるベンゾピロール代謝物とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="465 1013 1012 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.1	幼小児 (1~6歳)	14.0	妊婦	5.5	高齢者 (65歳以上)	7.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.1										
幼小児 (1~6歳)	14.0										
妊婦	5.5										
高齢者 (65歳以上)	7.2										
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米	0.05	0.02	○	0.05		<0.005, <0.005/<0.005(n), <0.005(n)/<0.005, <0.005/<0.005, <0.005
小麦	0.05	0.02		0.05		
大麦	0.05	0.02		0.05		
ライ麦	0.05	0.02		0.05		
とうもろこし	0.01	0.02		0.01		
そば	0.05	0.02		0.05		
その他の穀類	0.05	0.02		0.05		
大豆	0.07	0.1		0.07		0.016, 0.062/ 0.014, 0.009(インゲン)
小豆類	0.2	0.2	○	0.07		
えんどう	0.3	0.1		0.3		
そらまめ	0.07	0.1		0.07		
ちっかせい	0.3	0.1		0.3		
その他の豆類	0.07	0.1		0.07		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	{<0.01(n=11)(米国)} 米国ばれいしょ参照
さといも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
かんしょ		0.02				
やまいも		0.02			アメリカ	米国ばれいしょ参照
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.02		0.75	アメリカ	{<0.01-0.13(n=6)(米国)} [0.47-11.3(n=6)(米国)] 米国だいこん類(根)参照
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
かぶ類の根	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
かぶ類の葉	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
西洋わさび	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
クレソン	10	10		10		米国キャベツ、 ブロッコリー参照 <0.005, <0.005/ 0.257(n), 0.304(n)
はくさい	2.0	1		2.0	アメリカ	[0.03-1.20(n=14)(米国)] 米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照 米国マスタードグリーン
キャベツ	2	2	○	2	アメリカ	米国マスタードグリーン 参照
芽キャベツ	2.0	2		2.0	アメリカ	米国マスタードグリーン 参照
ケール	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン 参照
こまつな	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン 参照
きょうな	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン 参照
チンゲンサイ	10	2		10	アメリカ	参照
カリフラワー	2.0	2		2.0	アメリカ	米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照
ブロッコリー	2.0	0.7		2.0	アメリカ	[0.10-0.53(n=8)(米国)] [0.06-7.74(n=14) (マスタードグリーン) (米国)]
その他のあぶらな科野菜	10	10		10	アメリカ	
ごぼう	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
サルシフィー	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
アーティチョーク		2				
チコリ	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
エンダイブ	30	2		30	アメリカ	米国レタス参照
しゅんぎく	30	2		30	アメリカ	米国レタス参照
レタス	30	1		10	アメリカ	[0.42-4.63(n=9)(結球部+外葉 類)(米国)] [0.06-1.62(n=8)(結球)(米国)] [<0.02-23.44(n=6)(非結球)(米 国)]
その他のきく科野菜	2	2	○	30	アメリカ	0.72, 0.78
たまねぎ	0.5	0.1	○	0.5	アメリカ	<0.005, <0.005/ 0.005(n), 0.014(n)/ <0.01(n), <0.01(n)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ねぎ	7.0	5		5	7.0	アメリカ 米国たまねぎ(葉部)参照
にんにく	0.2	0.1			0.20	アメリカ 米国たまねぎ(結球)参照
にら	10	10	○	10		0.63,0.70
アスパラガス		2				
わけぎ	0.2	2			0.20	アメリカ 米国たまねぎ(結球)参照
その他のゆり科野菜	10	2		10		アメリカ
にんじん	0.7	0.7		0.7		
パースニップ	0.5	0.02			0.75	アメリカ 米国だいこん類(根)参照
パセリ	10	2			30	アメリカ 【1.62-3.87(n=4)(米国)】
セロリ		2				
みつば		2				
その他のせり科野菜	20	2			30	アメリカ 米国だいこん類(葉)参照
トマト	2	2	○	0.5	0.50	アメリカ 【0.0317-0.229(n=18)(米国)】
ピーマン	1	0.01		1		
なす	1	2	○	0.3		0.404,0.468/ 0.236(n),0.660(n)
その他のなす科野菜	0.5	1		0.50	アメリカ	米国トマト参照
きゅうり	2	2	○	0.3	0.45	アメリカ 【0.01-0.13(n=7)(米国)】
かぼちゃ	0.3	2		0.3	0.45	アメリカ 【0.03-0.08(n=5)(米国)】
しろうり	0.45	2			0.45	アメリカ 米国きゅうり参照
すいか		0.03			0.03	アメリカ
メロン類果実		0.03		0.03	0.03	アメリカ
まくわうり		0.03		0.03	0.03	アメリカ
その他のうり科野菜	0.45	2		0.45	アメリカ	【0.02-0.52(n=6)(カナダ)】(米国)】
ほうれんそう	0.02	2	○		0.01	アメリカ 0.005,0.005
しょうが	0.02	0.02			0.02	アメリカ 米国ばれいしょ参照
未成熟えんどう	5	5	○	0.3	0.4	アメリカ 0.48,2.02/0.71,2.21
未成熟いんげん	5	5	○	0.3	0.4	アメリカ 1.60,0.734/0.90,1.26
えだまめ	5	5	○		0.01	アメリカ 1.7,2.8
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん	0.1	0.1	○	7		0.022,0.023/0.01,0.01
なつみかんの果実全体	10	1	○	7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
レモン	10	10		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10	1		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
グレープフルーツ	10	10		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ライム	10	1		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	1	○	7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
りんご※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
日本なし		5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
西洋なし※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
マルメロ※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
びわ※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
もも※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ネクタリン※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
あんず(アブリコットを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
すもも(プルーンを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
うめ	0.5	0.5	○	5	5.0	アメリカ 0.032,0.142
おうとう(チェリーを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	5	5	○	3	2.0	アメリカ 【0.14-1.25(n=16)(米国)】
ラズベリー	5	5		5	5.0	アメリカ 【0.81(n)-4.71(n=5)(米国)】
ブラックベリー	5	5		5	5.0	アメリカ 米国ラズベリー参照
ブルーベリー	2	2		2	2.0	アメリカ 【0.05(n)-1.70(n=8)(米国)】
クランベリー		5				
ハuckleベリー	2.0	5			2.0	アメリカ 米国ブルーベリー参照
その他のベリー類果実	5.0	5			5.0	アメリカ 米国ラズベリー参照
ぶどう		5	○	2		1.64,1.25(n)
キウイ※1	20	20		15	20	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
なつめやし		5				
その他の果実※3	5.0	5			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ひまわりの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ 【0.05(n)(n=8)(米国)】
なたね	0.02	0.02		0.02		
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05	アメリカ 米国綿実参照
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
その他のスパイス	10	10		10		3.77,3.84(n)/4.32,3.78(n) (みかん果皮)
その他のハーブ	50	10		50		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	
乳	0.01	0.01		0.01	0.01	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	
その他家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01	0.01	
鶏の脂肪	0.05	0.01		0.05	0.05	
その他家禽の脂肪	0.05	0.01		0.05	0.05	
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他家禽の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他家禽の腎臓	0.05	0.05		0.05	0.05	
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他家禽の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	
鶏の卵	0.05	0.05		0.05	0.05	
その他家禽の卵	0.05	0.05		0.05	0.05	
にら(乾燥させたもの)	50	50		50		
バジル(乾燥させたもの)	50	50		50		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 ※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。
 ※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。
 ※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。

フルジオキシニル

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.01
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.07
らっかせい	0.3
その他の豆類 ^{注3)}	0.07
ばれいしょ	0.02
さといも類	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.5
クレソン	10
はくさい	2.0
キャベツ	2
非キャベツ	2.0
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2.0
ブロッコリー	2.0
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
ごぼう	0.5
サルシフィー	0.5
チヨリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	2
たまねぎ	0.5
ねぎ	7.0
にんにく	0.2
にら	10
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10
にんじん	0.7
パースニップ	0.5
パセリ	10
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20
トマト	2
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.5
きゅうり	2
かぼちや	0.3
しるり	0.45
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.45
ほうれんそう	0.02
しょうが	0.02
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10

今回残留基準を設定するフルジオキシニルとは、農産物はフルジオキシニルのみとし、畜産物はフルジオキシニル及び2, 2-difluoro-benzo[1, 3]dioxole-4-carboxylic acidに変換されるベンゾピロール代謝物とする。また、2, 2-difluoro-benzo[1, 3]dioxole-4-carboxylic acidはフルジオキシニルに換算し、ベンゾピロール代謝物とフルジオキシニルの合計量を畜産物における残留量とする。

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビ豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びごんにやくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、非キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チヨリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、かつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しるり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

フルジオキシニル(続き)

食品名	残留基準値 ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご※1	5.0
西洋なし※1	5.0
マルメロ※1	5.0
びわ※1	5.0
もも※2	5.0
ネクタリン※2	5.0
あんず(アプリコットを含む。)※2	5.0
すもも(プルーンを含む。)※2	5.0
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)※2	5.0
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	2
ハuckleベリー	2.0
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5.0
ぶどう	5
キウイ※1	20
キウイ※3	5.0
その他の果実※3	0.05
綿実	0.02
なたね	0.05
その他のオイルシード ^{注14)}	0.05
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.2
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
豚の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注19)}	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他家禽 ^{注20)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.05
その他家禽の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他家禽の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他家禽の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他家禽の食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他家禽の卵	0.05
にら(乾燥させたもの)	50
パプリカ(乾燥させたもの)	50

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注14) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパーナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

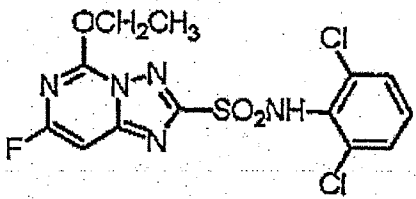
注20) 「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

※1) りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2) もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3) その他の果実については、さくろの果実に限るものとする。

ジクロスラム(Diclosulam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ジクロスラムはトリアゾピリミジン環を有する除草剤である。植物体内での分岐鎖アミノ酸の生合成酵素であるアセトラクテートシンターゼを阻害する。										
適用作物/適用雑草	らっかせい、大豆/オナモミ、シロザ等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において大豆、らっかせいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ジクロスラムとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="443 957 996 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ジクロスラム

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
大豆 らっかせい	0.02 0.02	0.02 0.02		0.020 0.020	アメリカ アメリカ	【<0.003,<0.003】(米国) 【<0.003】(米国)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

シクロスタム

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02
らっかせい	0.02

チアゾピル(Thiazopyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリジン系除草剤である。紡錘体微小管形成を阻害することにより殺草活性を示すものと考えられている。										
適用作物	オレンジ、グレープフルーツ										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてグレープフルーツ、オレンジに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0072 mg/kg 体重/day [設定根拠]2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.72 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:チアゾピルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.02	幼小児 (1~6歳)	0.04	妊婦	0.04	高齢者 (65歳以上)	0.01
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.02										
幼小児 (1~6歳)	0.04										
妊婦	0.04										
高齢者 (65歳以上)	0.01										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 チアンピル

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.0172, <0.0182, <0.0189, <0.016, <0.016(※), <0.016(※)】
グレープフルーツ	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.0181, <0.019, <0.016, <0.016, <0.016, <0.016】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

チアンピル

食品名	残留基準値 ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05

クロロエトキシホス (Chlorethoxyfos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	$ \begin{array}{c} \text{S} \\ \diagup \\ \text{P}(\text{OCH}_2\text{CH}_3)_2 \\ \diagdown \\ \text{CCl}_3\text{CHClO} \end{array} $
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	有機リン系殺虫剤であり、コリンエステラーゼ活性阻害作用により、殺虫作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫	とうもろこし/corn rootworms 等
我が国の登録状況	農薬登録はない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてとうもろこし等に基準値が設定されていたが、現在は削除されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.00063 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.063 mg/kg 体重/day 安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり、基準値を設定しないこととする。
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定
答申案	別紙2のとおり。

農薬名 クロロエトキシホス

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
小豆類		0.01				
その他の野菜		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

クロルエトキシホスについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

エトプロホス(Ethoprophos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{P} \\ \diagup \quad \diagdown \\ \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \quad \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{CH}_3\text{CH}_2\text{O} \quad \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \end{array} $										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。コリンエステラーゼ活性阻害作用により、殺虫作用を示すものと考えられている。										
適用作物	ミント										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	ばれいしょ、バナナ等に国際基準が設定されている。米国においてペパーミント及びスペアミントに、EUにおいてばれいしょ、ピーマン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.00025 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 0.025 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エトプロホスとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	28.7	幼小児 (1~6 歳)	70.5	妊婦	25.3	高齢者 (65 歳以上)	25.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	28.7										
幼小児 (1~6 歳)	70.5										
妊婦	25.3										
高齢者 (65 歳以上)	25.2										
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 茶 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.005				
小麦		0.005				
大麦		0.005				
ライ麦		0.005				
とうもろこし		0.02				
そば		0.005				
その他の穀類		0.005				
大豆		0.02				
小豆類		0.005				
えんどう		0.005				
そらまめ		0.005				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.005				
ばれいしよ	0.05	0.02		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ	0.05	0.02		0.05		
やまいも(長いもをいう。)		0.005				
こんにやくいも		0.005				
その他のいも類		0.005				
てんさい		0.02				
さとうきび	0.02	0.02		0.02		
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.005				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.005				
かぶ類の根	-0.02	0.02		0.02		
かぶ類の葉		0.005				
西洋わさび		0.005				
クレソン		0.005				
はくさい		0.005				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.005				
こまつな		0.005				
きょうな		0.005				
チンゲンサイ		0.005				
カリフラワー		0.005				
ブロッコリー		0.005				
その他のあぶらな科野菜		0.005				
ごぼう		0.005				
ザルメディー		0.005				
アーティチョーク		0.005				
チコリ		0.005				
エンダイブ		0.005				
しゅんぎく		0.005				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.005				
にんにく		0.005				
にら		0.005				
アスパラガス		0.005				
わけぎ		0.005				
その他のゆり科野菜		0.005				
にんじん		0.005				
パースニップ		0.005				
パセリ		0.005				
セロリ		0.005				
みつば		0.005				
その他のせり科野菜		0.005				
トマト	0.01	0.02		0.01		
ピーマン	0.05	0.02		0.05		
なす		0.005				
その他のなす科野菜		0.02				

農産物名	基準値 茶 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.02		0.01		
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.005				
しろうり		0.005				
すいか		0.005				
メロン類果実	0.02	0.02		0.02		
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.005				
ほうれんそう		0.005				
たけのこ		0.005				
オクラ		0.005				
しょうが		0.005				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.005				
マッシュルーム		0.005				
しいたけ		0.005				
その他のきのこ類		0.005				
その他の野菜		0.005				
みかん		0.005				
なつみかんの果実全体		0.005				
レモン		0.005				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.005				
グレープフルーツ		0.005				
ライム		0.005				
その他のかんきつ類果実		0.005				
りんご		0.005				
日本なし		0.005				
西洋なし		0.005				
マルメロ		0.005				
びわ		0.005				
もも		0.005				
ネクタリン		0.005				
あんず(アブリコットを含む。)		0.005				
すもも(ブルーンを含む。)		0.005				
うめ		0.005				
おうとう(チェリーを含む。)		0.005				
いちご	0.02	0.02		0.02		
ラズベリー		0.005				
ブラックベリー		0.005				
ブルーベリー		0.005				
クランベリー		0.005				
ハuckleベリー		0.005				
その他のベリー類果実		0.005				
ぶどう		0.02				
かき		0.005				
バナナ	0.02	0.02		0.02		
キウイ		0.005				
パパイヤ		0.005				
アボカド		0.005				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.005				
マンゴー		0.005				
パッションフルーツ		0.005				
なつめやし		0.005				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.005				
ごまの種子		0.005				
べにばなの種子		0.005				
綿実		0.005				
なたね		0.005				
その他のオイルシード		0.005				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	[0.01-(a=15)(b=1)](米国)
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

エトプロホス	
食品名	残留基準値 ppm
ばれいしよ	0.05
かんしよ	0.05
さとうきび	0.02
かぶ類の根	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
メロン類果実	0.02
いちご	0.02
バナナ	0.02
その他のハーブ(注1)	0.02

(注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、らっかせい、てんさい、キャベツ、芽キャベツ、レタス、たまねぎ、その他のなす科野菜、まくわうり、未成熟えんどう、ぶどう、パイナップルについては、現行基準が削除される。

トリブホス (Tribufos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{S}-\text{P}-\text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \end{array}$										
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	有機リン系植物成長調整剤である。植物体内のホルモンレベルを変えることによって綿の葉の器官離脱を引き起こすと考えられている。										
適用作物	綿実										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において綿実及び畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性試験/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: トリブホスとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	9.8	幼小児 (1~6 歳)	23.1	妊婦	10.2	高齢者 (65 歳以上)	9.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	9.8										
幼小児 (1~6 歳)	23.1										
妊婦	10.2										
高齢者 (65 歳以上)	9.6										
意見聴取の状況	平成 22 年 8 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 9 月 3 日~10 月 2 日パブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名

トリブホス

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
綿実	4.0	0.02		4.0	7刈カ	<0.50-2.57(n=15)(米国)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
豚の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
乳	0.01	0.02		0.01	7刈カ	
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の食用部位	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の卵	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの卵	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(貝類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(甲殻類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の魚介類	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
はちみつ	0.02	0.02		0.02	7刈カ	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

ケトプロフェン(Ketoprofen)

答申(案)

(別紙2)

トリブホス

食品名	残留基準値 ppm
綿実	4.0
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ^(注1)	0.02
牛の脂肪	0.15
豚の脂肪	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^(注2)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、馬/抗炎症薬										
作用機構	アリルプロピオン酸系の非ステロイド性抗炎症薬であり、プロスタグランジンの合成を阻害することで作用を示す。ラセミ化合物で、S(+)-体の方がR(-)体より薬理的には活性である。										
我が国の承認状況	イヌ及びネコ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 豪州及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.001 mg/kg 体重/日 [設定根拠] 単回 経口投与試験(ウサギ) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/日 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ケトプロフェン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1433 1037 1948 1244"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国民平均</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>幼小児(1~6歳)</td><td>65.4</td></tr> <tr><td>妊婦</td><td>18.3</td></tr> <tr><td>高齢者(65歳以上)</td><td>15.1</td></tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	15.3	幼小児(1~6歳)	65.4	妊婦	18.3	高齢者(65歳以上)	15.1
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	15.3										
幼小児(1~6歳)	65.4										
妊婦	18.3										
高齢者(65歳以上)	15.1										
答申案	別紙2のとおり。										

(別紙 1)

ケトプロフェン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.25
牛の脂肪	0.05	0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.8
牛の食用部分*1,*2	0.05	0.05	0.05	
豚の筋肉				0.1
豚の腎臓				0.05
乳	0.05	0.05	0.05	0.05

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2:食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

答申(案)

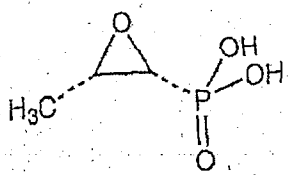
ケトプロフェン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
牛の食用部分*	0.05
乳	0.05

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ホスホマイシン (Fosfomicin)

(別紙1)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/パストツレラ性肺炎等、すずき目魚類/類結節症の治療										
作用機構	<i>Streptomyces fradiae</i> 、 <i>S. viridochromogenes</i> 及び <i>S. wedmorensis</i> の培養による産生又は合成により製造される抗菌性物質で、広い抗菌性スペクトルと殺菌的作用を有する。細菌の細胞壁のペプチドグリカン合成を阻害することにより抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.019mg/kg 体重/日 (微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ホスホマイシン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="347 1077 851 1284"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.9	幼小児 (1~6歳)	5.1	妊婦	1.9	高齢者 (65歳以上)	1.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.9										
幼小児 (1~6歳)	5.1										
妊婦	1.9										
高齢者 (65歳以上)	1.8										
答申案	別紙2のとおり。										

ホスホマイシン

食品名	基準値(案)	基準値現行	薬事法
	ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5	0.5
牛の肝臓	0.5	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5	0.5
牛の食用部分*1、*2	0.5	0.5	0.5
乳	0.05	0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05	0.05	0.05

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

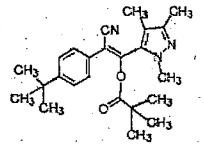
*2: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

答申(案)

ホスホマイシン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分*	0.5
乳	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	プロベニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体IIに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：ネクタリン、小粒核果類 ぶどう、メロン等/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、かんきつ、いちご、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 以下の①と②による ①2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シエノピラフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1545 989 2105 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.6	幼小児 (1~6歳)	25.1	妊婦	11.2	高齢者 (65歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.6										
幼小児 (1~6歳)	25.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										